

5 牛馬等の評価

販売目的以外の牛馬等の価額については、原則として、国税局長の定める標準価額により評価することとしていたが、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価することとした。
(評基通 134 = 改正)

1 従来 of 取扱い

牛、馬、犬、鳥、魚等(以下「牛馬等」という。)については、販売の目的をもって有するものと、それ以外のものに区分し、前者の価額は、評価通達 133((たな卸商品等の評価))の定めにより評価することとし、後者の価額は、原則として、国税局長の定める標準価額により評価することとしていた。

2 改正の概要

販売目的以外の牛馬等の価額については、その個別性を反映させるため、標準価額比準方式を廃止し、個々に評価することとした。

具体的には、牛馬等の取引市場等における売買実例価額、家畜商などの取引業者等の精通者意見価格等を参酌して評価することとした。